

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等 (第 27 回)

15 時 00 分現在

1 地震の概要

発生日時 平成 30 年 6 月 18 日 午前 7 時 58 分

マグニチュード 6. 1

震 度 6 弱

2 ライフライン

電気 全面復旧

ガス 全面復旧

水道 断水なし

3 交通機関

J R 京都線 全線復旧

阪急京都線 全線復旧

モノレール 全線復旧

4 主な活動状況

火災発生 なし

救急出動 71 件、救助 15 件

5 避難所開設状況 (6 月 27 日 14 : 30 時点)

開設箇所数 28 か所 / 75 か所

避難者数 75 人

6 被害状況等・被災対応 (15 : 00 時点)

対策部名	被害状況等・被災対応
総務対策部	<被害状況等> 前回から変更なし

	<p><被災対応> 被害認定調査 27日分 約700</p>
市民対策部	<p><被害状況等></p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難所 <ul style="list-style-type: none"> ・開設状況は5のとおり。 ●市民文化部所管施設の状況（施設の損傷等で閉館中の施設状況） <ul style="list-style-type: none"> ・中条市民プール⇒外周ブロック塀を撤去中（6/27～6/30 予定） ・その他は変更なし
	<p><被災対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難所 <ul style="list-style-type: none"> ・28か所を管理運営中
民生対策部	<p><被害状況等> 前回から変更なし</p>
	<p><被災対応></p> <p>相談支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨木市地域保健福祉センター <ul style="list-style-type: none"> 電話5件（8）、来所1件（2）、訪問3件（11）、メール1件（1） 避難所13件（15）※（ ）内は累計 <p>公衆衛生活動班</p> <p>避難所のトイレ清掃について、大阪府が契約している清掃業者に委託依頼する。</p>
産業対策部	<p><被害状況等></p> <p>農道・林道被害追加</p> <p><u>農道舗装亀裂（下音羽地区）1件（現地確認・応急対応済み）</u></p> <p>《環境衛生センター溶融炉》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1工場1号炉通常運転実施（安全確認後、18日～） ・第2工場1号定期整備のため停止中 ・第2工場2号炉通常運転実施（ボイラー修繕後、24日～）
	<p><被災対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災届出証明書について <ul style="list-style-type: none"> 工場等事業所を対象に受付を開始 ・災害ボランティアセンターについて <ul style="list-style-type: none"> 市内商店街に対してFAXにて通知 ・事業所に対するアンケートについて

	<p>商工会議所、茨木地区人権推進企業連絡会を通じて、被災の状況、今後の復旧の見通しについてのアンケートを実施。今後、各商店街、企業訪問により順次、調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災中小企業・小規模事業者対策について 各商店街に各種対策の内容を周知するため、個別訪問で説明ホームページにも掲載 セーフティネット4号（災害関連※）の発動に伴う認定受付開始 ※根拠法：中小企業信用保険法 <p>《災害ごみ収集等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ・し尿の収集運搬実施 (18日～) 災害ごみの臨時収集実施 (18日～) がれきの仮置場設置及び直接搬入実施 (19日～) (26日分) 搬入台数：34台、搬入量：23t (19日からの累計) 搬入台数：120台、搬入量：78t 家電4品目及びパソコン収集の災害対応実施 (21日～) 仮設トイレ設置なし <p>※普通ごみに陶器類等災害片付けごみが多く排出されているため、通常収集の時間に遅れが生じている。</p>																														
土木対策部	<p><被害状況等> 27日分被害報告</p> <table border="1" data-bbox="427 1263 1350 1697"> <thead> <tr> <th><道路></th> <th>27日分</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民地ブロック塀倒壊</td> <td>1</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>民地外壁・屋根破損</td> <td>9</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>道路陥没</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>落石・土砂崩壊</td> <td>0</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>石垣崩れ</td> <td>0</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>道路ひび割れ</td> <td>4</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>道路隆起</td> <td>0</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19</td> <td>334</td> </tr> </tbody> </table> <p>市道通行止 1路線 忍頂寺</p> <p><被災対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 「住まいに関する専門家による相談会」 (開催日：6/29 13時～17時、7/1 10時～12時、13時～17時) 受付件数：(27日15時現在) 21件 (累計) 57件 	<道路>	27日分	累計	民地ブロック塀倒壊	1	58	民地外壁・屋根破損	9	90	道路陥没	1	15	落石・土砂崩壊	0	9	石垣崩れ	0	9	道路ひび割れ	4	68	道路隆起	0	9	その他	4	76	計	19	334
<道路>	27日分	累計																													
民地ブロック塀倒壊	1	58																													
民地外壁・屋根破損	9	90																													
道路陥没	1	15																													
落石・土砂崩壊	0	9																													
石垣崩れ	0	9																													
道路ひび割れ	4	68																													
道路隆起	0	9																													
その他	4	76																													
計	19	334																													

文教対策部	<p><被害状況等> 前回から変更なし</p> <p><被災対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食 通常給食 28日から全校実施 ・TEC-FORCEによる学校のブロック塀等の応急危険度判定を実施中 ・プールの壁の撤去中（玉島小、水尾小、郡小、庄栄小、沢池小、山手台小、豊川小、西河原小、東雲中）
給水対策部	<p><被害状況等> 前回から変更なし</p> <p><被災対応> 前回から変更なし</p>
消防対策部	<p><被害状況等> 前回から変更なし</p> <p><被災対応> 消防ヘリによる上空視察</p>

回答については…

・市ホームページから電子回答

・メール：syokorosei@city.ibaraki.lg.jp

・郵送：〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市商工労政課

大阪北部地震における被害及び事業継続に関する調査のお願い

■ 趣旨

大阪北部地震で被災された企業様、社員の方々にお見舞い申し上げますとともに、復旧に取り組まれている企業様の一刻も早い復旧を願っております。

震災の復旧で大変お忙しい中ではございますが、今般の震災に起因した御社の被災の状況、今後の復旧の見通しにつきまして、以下の項目についてご回答いただければ幸いです。ご回答いただいた内容を基に、今後の市施策の立案等の参考とさせていただきたいと考えております。

なお、お答えいただきました情報につきましては厳重に管理いたしますので、何卒ご協力をお願いいたします。

■ 回答日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

■ 質問項目

Q1 貴社の概要等について

貴社名				
所在地	茨木市			
ご回答者 (役職、お名前)				
連絡先	電話	072-	E-mail	
事業所形態 (1つお選びください)	<input type="checkbox"/> 単独事業所 <input type="checkbox"/> 本社(支社・支店、工場等の複数事業所をもつ会社の本社・本店) <input type="checkbox"/> 支社(支社・支店、工場等の複数事業所をもつ会社の支社・工場等)			
従業者数 (全事業所での総数) (1つお選びください)	契約社員、派遣社員、パート・アルバイト等を含む総数をお答えください <input type="checkbox"/> 1～4人 <input type="checkbox"/> 5～9人 <input type="checkbox"/> 10～29人 <input type="checkbox"/> 30～49人 <input type="checkbox"/> 50～99人 <input type="checkbox"/> 100～299人 <input type="checkbox"/> 300人以上			
主な業種 (1つお選びください)	複数に該当する場合は、主なものを1つ選んでお答えください <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業(運送業・倉庫業等) <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他()			

Q2 被害の状況について ※該当するものに1つ〇をつけてください

(1) 震災前との比較

震災前との比較	▲50%以上	▲20%～50%未満	▲20%未満	同水準	▲20%未満	▲20%～50%未満	▲50%以上	営業停止中
売上高								
生産・販売能力								

(2) 被害の概要 (自由記載)

(例) 倉庫内の在庫品が倒壊し、5割以上の在庫が被害を受けた

生産ラインの設備が損壊したため、1週間生産がストップした など

(3) 建屋、設備、商品、製品等に係る直接被害額 約 _____ 万円

(4) 震災に起因した原材料等、物価の高騰

- 1 ある (具体的に _____)
- 2 ない

Q3 復旧の見通しについて ※該当するものに1つ〇をつけ、期間にチェックを入れてください

(1) 売上高

- 1 回復済 → 発災後、1日 2～3日 1週間以内 1か月以内
- 2 回復予定 → 1～2か月 半年以内 1年以内 2～3年 3年以上
- 3 現時点では、回復の見通しが立たない

(2) 生産・販売能力

- 1 回復済 → 発災後、1日 2～3日 1週間以内 1か月以内
- 2 回復予定 → 1～2か月 半年以内 1年以内 2～3年 3年以上
- 3 現時点では、回復の見通しが立たない

Q4 御社の事業継続への対策レベルについて ※該当するものに1つ〇をつけてください

- 1 特に対策をしていない
- 2 防災計画はもっている (事業継続計画 (BCP) は未整備) -
- 3 BCP の策定はできている
- 4 BCP の策定に加え、訓練等を通じて改善を図っている
- 5 バックアップ施設の整備、BCP の対策がすでに行われている

Q5 事業活動を継続するうえで、困っていることはありますか（自由記載）

Q6 今回の震災で影響を受けながらも、事業継続の観点から効果を発揮したケースはありますか

（例）事前の実働訓練で被害状況の早期把握が可能となった

代替拠点を活用したことで継続的に操業することができた など

Q7 国、自治体（府・市など）への要望はありますか（自由記載）

～調査項目は以上です。ありがとうございました。～

※ご回答いただきました内容については、茨木商工会議所等、関係機関と情報共有させていただきますことがございますので、あらかじめご了承ください。

※現時点での国、自治体（府・市）の震災関連の各種施策についてはこちら↓
茨木市ホームページ>事業者のかた>雇用・産業振興>平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る災害に関する被災事業者対策について

(<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shoukou/menu/oshirase/300618jigyousyosien.html>)

<お問い合わせ先>

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市 産業環境部 商工労政課 橋本・遠藤

TEL：072-620-1620 FAX：072-624-0140

e-mail：sykorosei@city.ibaraki.lg.jp

平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る災害に関する被災中小企業・小規模事業者対策について

1 特別相談窓口の設置

【国】

- 大阪府の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会およびよろず支援拠点、ならびに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構近畿本部、近畿経済産業局に特別相談窓口を設置します。



[特別相談窓口 \(PDF: 38.0KB\)](#)

【市】

- 商工労政課（市役所本館7階）において、融資、経営、罹災届出証明等について随時相談を実施しています。商工労政課 電話番号 072-620-1620

2 災害復旧貸付の実施

【国】

- 今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、大阪府の日本政策金融公庫および商工組合中央金庫が運転資金または設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。



[災害復旧貸付の概要 \(PDF: 29.7KB\)](#)

【市】

- 貸付に際し必要となる罹災届出証明書の発行は、商工労政課（市役所本館7階）で行っています。

② [【事業者の皆様へ】「罹災届出証明」の交付について](#)

3 セーフティネット保証4号の適用

【国】

- 大阪府内の災害救助法が適用された各市町において、今般の災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、大阪信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。

【市】

- セーフティネット保証4号にかかる認定証の発行については、商工労政課（市役所本館7階）で行っています。
- 茨木市中小企業振興資金及び大阪府中小企業融資制度（小規模企業サポート資金、開業サポート資金、経営安定サポート資金）を利用し600万円以下の融資を受けられる場合は、商工労政課（市役所本館7階）で信用保証料の補助を行っています。



[セーフティネット保証4号の概要 \(PDF: 56.9KB\)](#)

② [セーフティネット保証4号の発動について（災害関連）](#)

③ [信用保証料補助制度](#)

4 既往債務の返済条件緩和等の対応

【国】

- 大阪府の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫および信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化および担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。

5 小規模企業共済災害時貸付の適用

【国】

- 災害救助法が適用された大阪府内の各市町において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。借入窓口は、商工組合中央金庫本・支店になります。



[小規模企業共済災害時貸付概要 \(PDF: 59.7KB\)](#)

【市】

- 貸付に際し必要となる罹災届出証明書の発行は、商工労政課（市役所本館7階）で行っています。

② [「事業者の皆様へ」 「罹災届出証明書」の交付について](#)

6 小売店舗改築（改装）の補助

【市】

- 市民及び法人が所有又は賃借する小売店舗（飲食店・理美容・療術業を含む）の改築（改装）工事などを行う場合に、商工労政課（市役所本館7階）でその経費の一部を補助しています。

② [小売店舗改築（改装）助成要綱](#)

この記事に関するお問い合わせ先

茨木市 産業環境部 商工労政課
〒567-8505
大阪府茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所本館7階
電話：072-620-1620
ファックス：072-627-0289
E-mail svkorosei@city.ibaraki.lg.jp
商工労政課のメールフォームは[こちらから](#)



PDFファイルを開覧するには「Adobe Reader (Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader (Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。